

小規模不動産特定共同事業 事業報告書 提出が必要となる書類(提出部数は、正本1部及び副本5部)

不動産特定共同事業法に基づく登録を受けた日以後に到来した決算期から3ヶ月以内に事業報告書を大阪府に提出する必要があります。

提出書類		根拠条文	備考	チェック
様式 第11号	事業報告書	法第57条、規則第51条、規則第72条	事業の概要について、別紙に記載可。 ※実績がない場合は、実績がない旨記載	
様式 第10号	業務状況調書(第一面、第二面、第三面)	規則第51条	※実績がない場合は、実績がない旨記載	
	比較貸借対照表			
その他 添付書類	別表(イ)主要な株主又は社員の名簿	規則第51条		
	別表(ロ)比較損益計算書	規則第51条		
	別表(ハ)株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書	規則第51条		